

第1章 計画の位置づけ等

1. 公共施設等総合管理計画（インフラ編）の全体構成

「本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）」（以下、「本計画」と記載）は、本庄市が保有する道路・橋梁、上下水道等の社会基盤施設（以下、「インフラ施設」と記載）の総合的かつ計画的な管理や利活用に関する基本的な方針について定めるものです。

本庄市においては、平成26年度に公共建築物（以下、「ハコモノ施設」と記載）等に関しての市の基本的な考え方や全体目標、取組等について定めた「公共施設再配置計画」を策定しました。本計画は、それに加え、インフラ施設に関して将来にわたり安全に安心して利用できるような維持管理・運営にかかる方針等を定め、インフラ施設全体の横断的な計画として策定するものです。「公共施設再配置計画」及び本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月25日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における行動計画に相当するものとします。

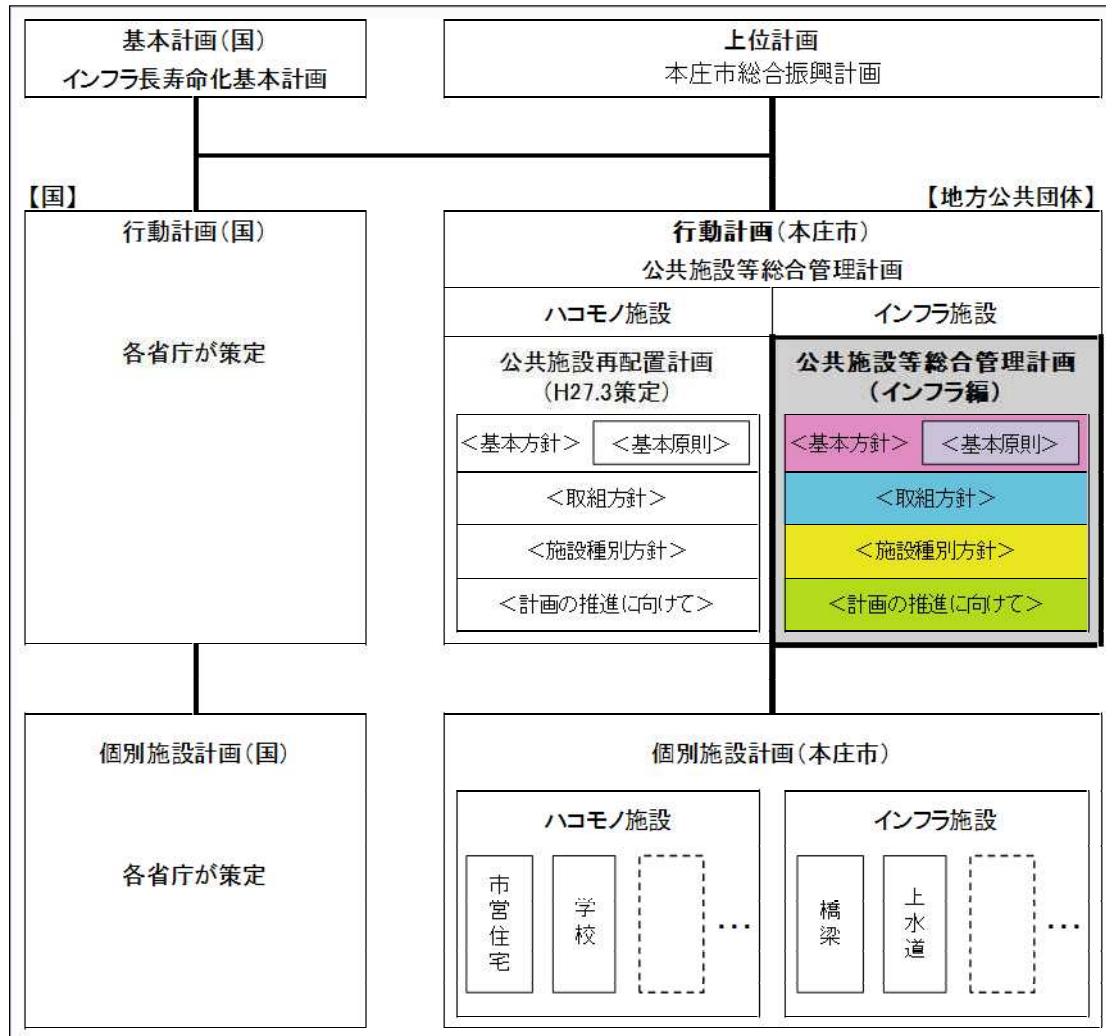
また、本計画は、市の上位計画である本庄市総合振興計画を踏まえた計画とします。

本計画の構成として、施設に関する全体的な方針として定める「基本方針」、基本方針を踏まえて財政負担の縮減や施設全体の最適化に向けた全体目標として定める「基本原則」、基本原則の達成に向けた施設全体での取組の方針を定める「取組方針」、及び各施設種別の独自の方針を定める「施設種別方針」で構成します。また、本計画を推進するための現時点における体制や今後の推進行程（ロードマップ）についても掲げるものとします。

※一部改訂に伴う記載内容の修正について

本計画は、令和4年3月時の一部改訂に伴い、施設の保有状況等について、記載内容を令和3年3月31日時点の状況に修正しています。

【本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）の位置づけ・全体構成】



2. 目標年次（計画期間の取扱）

本計画の目標年次（計画期間の取扱）は、中長期的な計画として概ね30年間を見据えたものとしします。

なお、本計画は、今後の社会情勢や財政状況などを見据えながら概ね5年ごとに見直しを行うものとしします。

3. 対象施設

本計画の対象施設は、市が保有する全てのインフラ施設とし、その分類は以下のとおりとします。

【対象施設】

対象施設	内訳
道路	1級・2級市道、その他市道、自転車歩行者道
橋梁	橋梁
駅前広場	駅前広場
準用河川	準用河川
調整池	調整池・遊水池
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、緩衝緑地、都市緑地
屋外スポーツ施設	グラウンド、テニスコート、サッカー場
上水道	上水道管路
浄水場等	水道庁舎、浄水場、配水場、受水場、ポンプ場
公共下水道	下水道管渠(污水管、雨水管)
農業集落排水	農業集落排水管渠
農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設(クリーンセンター)
防災施設	防火水槽、消火栓、防災行政無線
農業水利施設	農業用排水路、ため池
その他施設	その他